

# 北広島町農業委員会第18回総会議事録

事務局 (第18回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 12月19日付で取下願が提出されました。

会長 それでは、番号1番については取下げとします。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16番 12月14日に11番委員と現地確認を行いました。摘要欄にありますが、譲受人と譲渡人は親戚で、昔から譲受人は申請地で野菜を作っておられ、この度所有権を移転するため申請されました。このことによる周辺農地における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

14番 譲渡人は高齢で県外の息子さんと住んでおられます。申請地は別の耕作者が耕作されていましたが、この度宅地、建物とあわせて売買をするため申請に至りました。譲受人は申請地の近隣に住んでおられ、従来から農業をされております。このことから技術、機械、労働力については問題ありません。また、周辺農地への影響はないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 弁護士に手続きを依頼された経緯は。

1 4 番 譲受人と弁護士は兄弟と聞いている。申請にあたり書類作成を依頼された。

2 番 弁護士に依頼しなければならない特段の事情があるというわけではないのか。

1 4 番 それはありません。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 7 番 12月14日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、譲渡人と譲受人の妻は兄弟で、譲渡人から申請地の近隣に住む譲受人へ贈与されるため申請されました。このことによる周辺農地への影響は考えられません。以上の事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 この案件は空き家バンク関連となっております。申請地は譲受人の生家の周囲に位置し、図面で確認いただきますと宅地の周辺が申請地となっております。宅地、建物を取得されあわせて申請地を譲り受けるため申請されました。現地確認をしましたが、畑として適正に管理されていました。譲受人の農業経営規模からみて耕作に問題はないと考えます。周辺農地への影響は考えられず、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

16 番 譲渡人の手元に残る 33 m<sup>2</sup>はどうされるのか。

事務局 平成29年、30年の利用状況調査でB判定されている農地です。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3 番 12月14日に11番委員と現地調査を行い譲受人へ聞き取りをしました。譲受人は地元法人のオペレーターをされておられる方です。譲受人の住所から申請地が離れているため詳細を聞いたところ、譲渡人と遠縁関係にあり、譲渡人が今後の管理が難しいことから譲り受けることになったとのこと。機械は法人所有のものを借りて自身で耕作され、技術、労働力についても問題ありません。また、周辺農地への影響は考えられないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 1 2 月 1 7 日に会長と地区担当推進委員と現地確認を行いました。摘要欄にもありますが、宅地内にある農舎に大型機械の搬入ができないため、申請地を進入用道路として利用したため申請されました。転用目的及び面積は妥当であり、周辺農地への影響は考えられないことから許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 5 番 1 2 月 1 1 日に 2 番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は災害復旧工事現場の近くにあり、譲受人は資材置き場として利用されたいとのことです。申請地は地元法人が利用権設定をしておりますが、農閑期の一時転用であり、春までには復田するということでしたので問題はないと考えます。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7 番 先月の17回総会で3条申請されましたが、現況が農地ではないため今回改めて5条申請されたものです。譲渡人が無断で自宅への進入路として使用しておられましたが、この度の譲受人への売買にかかり適正化を図るため申請されました。申請地を6番委員と地区担当推進委員で現地確認を行い追認やむなしと判断しました。周辺農地への影響はなく許可相当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2 番 12月11日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容については摘要欄にあるとおりですが、申請地へ建売住宅10棟建設ということから計画目的及び面積は妥当であると考えます。また、周辺農地への営農への支障に関しては、2方向が道路であり、もう2方向は宅地であることから隣接する農地はなく用排水関連に問題はないと考えます。第3種農地で原則許可ということから許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第4号 農業用施設転用届について

- 会 長 番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 7 番 この案件は、9番案件と同様に3条申請された農地の適正化のため申請されました。すでに農業用倉庫が建っており、顛末書が添付されております。周辺農地への影響はなく受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 1 番 12月14日に17番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容については摘要欄のとおりですが、申請人である法人の現在の休憩所は手狭であることから、休憩所を新築するため届出がされました。事業規模、面積は妥当であり周辺農地への影響はありません。以上の事から受理妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 2 番 この場合には、農振農用地の除外ではなく用途変更の手続きが必要となるのか。
- 事 務 局 農業用施設を建設するにあたっては、農振農用地の除外ではなく用途を変更する手続きが必要となる。
- 2 番 農道の拡幅により、農振農用地の場合は用途変更の手続きとなるのか。
- 事 務 局 事案により農振担当係が判断するところであるが、農業用施設と判断されるものについては、用途変更の手続きが必要と考える。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

### 議案第5号 非農地証明申請について

会長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

14番 12月16日に6番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。摘要欄にもありますが、申請人実家の裏に申請地があり、山際に位置することから直径25センチほどの檜が4、5本生えていました。今後農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3番 申請地の隣の1312番は、地目は田だが現況はどうなっているか。

7番 山林になっている。所有者は別の方である。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 12月14日に3番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、現地には直径30センチほどの木が生えており、今後農地への復元は困

難と考えます。このことから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 非農地申請された経緯は。

1 1 番 売買の話があるため申請されたと聞いている。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 12月12日に会長と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地は狭小な面積であり、申請人は耕作する意思がなくすでに荒廃しておりました。今回の農地利用状況調査でB判定した農地であり、申請人へ整理をお願いしたところです。農地への復元は困難であることから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を

満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩